

訪問看護多機能部会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第40条の規定に基づき、訪問看護多機能部会（仮）（以下、「部会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 大阪府の訪問看護ステーションが関わりのある多機能サービスに関わる実態の把握、課題の分析
- (2) 多機能サービス間における交流の場の提供
- (3) 多機能サービスの利用や周知についての啓発活動
- (4) その他、目的達成のために必要な活動

(委員)

第3条 当部会は協会会員が運営する多機能サービスの看護管理者、施設管理者等、および協会理事によって組織する

- 2 当部会に部会長（看護管理者）を置く
- 3 施設管理者等については協会理事、もしくは部会員より推薦のある施設管理者等とする。

(会議)

第4条 当部会は必要に応じて部会長及び担当理事が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長に事故ある時またはかけたときは、互選により、他の部会員がその職務を代行する
- 4 会議を招集しようとするときは、部会員に対し、あらかじめ議題、日時、場所、その他必要事項を通知しなければならない
- 5 当部会は、必要に応じて当部会員以外の有識者の出席を求めることができる。

(議事録)

第5条 部会の審議についてはその経過及び結果を記録した議事録を作成する。

(実費弁償)

第6条 部会員にはその職務を執行するために要する実費を弁償する。

(庶務)

第7条 当部会の庶務は協会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、当部会の運営に関し必要な事項は会長、副会長、担当理事及び部会長が協議し別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月26日から施行する。